

資料提供	
令和4年2月16日	
課名：産業廃棄物対策課	環境保全課
担当：河村	岡田
内線：2962	2916
直通：082-513-2963	082-513-2917

産業廃棄物焼却炉の設置者に対する行政処分について

1 概要

株式会社森剛の廃棄物焼却炉について、排ガス中のダイオキシン類濃度の行政検査[※]を行った結果、2月15日に排出基準を超過したことが判明したため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びダイオキシン類対策特別措置法に基づき、当該施設の使用停止及び改善を命じた。

※ 県内の焼却炉等のうち、毎年、数施設を抽出し、行政検査を実施しているもの。

2 検査結果等

事業者名 (住所)	株式会社 ^{もりたか} 森剛 代表取締役 ^{かわぐち} 川口 ^{かずひろ} 和弘 (広島県三原市糸崎三丁目1番15号)
設置場所	三原市八坂町26-1
施設の種別	廃棄物焼却炉 (No.2)
処理能力	0.812 t/日
ダイオキシン類濃度の検査結果	16 ng-TEQ/m ³ N (検体採取年月日：令和4年1月12日)
ダイオキシン類濃度の排出基準	10 ng-TEQ/m ³ N

※ng-TEQ：1ng (ナノグラム) は10億分の1グラム

TEQ (毒性等量) はダイオキシン類の毒性を最も毒性の高い2,3,7,8-TCDD 換算した値。

3 行政処分の内容等

- (1) 処分内容 施設の使用停止命令及び改善命令
(停止の期間は施設の改善が確認されるまでの間)
- (2) 処分年月日 令和4年2月16日
- (3) 処分機関 広島県東部厚生環境事務所
- (4) 根拠規定 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の7
ダイオキシン類対策特別措置法第22条第1項

4 今後の対応

事業者に対し、原因の究明及び施設の改善を指導する。

〈この行政処分については、令和4年4月7日付で解除しました。〉